

特別職の報酬及び給料

〔平成19.10 改訂〕

地方公共団体は、当該特別職の地方公務員が(1)知事、副知事、常勤の監査委員等、常時勤務を要する常勤の職員であるならば給料を支給しなければならない(自治法第204条第1項)、(2)議会の議員、委員会の委員、投票立会人等、常時勤務することを要しない非常勤の職員であるならば報酬を支給しなければならない(自治法第203条第1項)。

特別職の報酬及び給料の性格は、一般職の職員の給料が生計費や民間賃金との均衡を考慮して決定され、かつ、昇給制度の適用があるのに対して、特別職の報酬及び給料は生活給的な要素を考慮せず、その職務の特殊性に応じ、当該職務に対する一切の給付を含めた対価である。

給与条例主義の適用 特別職の報酬及び給料は、一般職の職員の場合と同様に、その額及び支給方法は条例で定めなければならない。条例に基づかずにはいかなる給与も支給してはならない(自治法第203条第5項、第204条第3項、第204条の2)。

給与条例主義は、給与の額を条例上明確にすることにより、当該給与について住民の負担への合意を得ることである。

特別職報酬等

審議会の意義 特別職の報酬及び給料のうち、議員の報酬は議員自らが条例の議決をとおして自己の報酬を決定することができる点において特異性を持つ。自己決定の法則があるとしても、適正な額の決定がなされていれば、世論の批判を受けることもない。適正な額を決定するに際し、第三者機関の意見を聞く方法として特別職等報酬審議会がある。これは議会の議員の報酬の額や、知事・市区町村長、副知事の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について特別職等報酬審議会の意見を聞かなければならないとするものである。

審議会の委員の選任に当っては住民の意向を公正に反映させるため、①一定の意見に偏ることのないようにし、②給与改定の額及び実施時期について諮問し、③審議会への提出資料は類似団体の状況、当該団体の改定状況等を提示し、④審議会の運営には必要に応じて公聴会を開催する等留意し、⑤その答申の内容は尊重すべき

